

新型コロナウイルス感染の可能性がある場合のフローチャート(学生用)

発熱等のかぜの症状（咳、のどの痛み、鼻水等）がある場合、大学への登校を禁止します。

自宅の場合 学生支援課に連絡後、指示を受ける。

登校後の場合 学生支援課に連絡後、指示を受ける。

自宅で安静中、下記のような症状がある場合は、「かかりつけ医」等の身近な医療機関に電話等で相談を行う。

(症状例)

- ・発熱
- ・咽頭痛、咳、痰、呼吸苦
- ・下痢
- ・その他、いつもと違う症状
- ・体の疲れ、だるさ
- ・頭痛、頭重感
- ・味覚や嗅覚の異常

特に以下の場合、**すぐに、必ず相談**

- ・ 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ・ 重症化しやすい方（※）または妊婦の方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
※ 高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
- ・ 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が4日以上続く場合、もしくは強い症状と思う場合、解熱剤などを飲み続けなければならない場合

①まずは、「身近な医療機関」等に電話で相談

②相談先・受診先に迷ったとき

「受診・相談センター」（旧：帰国者・接触者相談センター）（毎日24時間）に相談

大津市 電話 077-526-5411

大津市以外 電話 077-528-3621

滋賀県以外に居住する人は、「居住地の都道府県名とコロナ相談」で検索

指示に従い、医療機関を受診する

感染者と確定された場合
(保健所・医療機関の指示に従う)

学生支援課に速やかに連絡
退院、安静期間終了後、学生支援課に報告し、
登校について許可を得る。

感染の可能性がない場合

医療機関が出校可能と認められた後、
学生支援課に連絡し、登校について
許可を得る。

◆濃厚接触者と特定された場合

学生支援課に速やかに連絡し、保健所・医療機関・大学の指示に従う

感染者と確定された場合
(保健所・医療機関の指示に従う)

学生支援課に速やかに連絡
退院、安静期間終了後、学生支援課に報告し、
登校について許可を得る。

症状が出ず、保健所等の指示による自宅等
での健康観察期間終了

健康観察期間終了後、
学生支援課に連絡し、登校について
許可を得る。

◆身近な方が感染者・濃厚接触者と特定された場合、感染者・濃厚接触者との接触がある場合

学生支援課に速やかに連絡し、待機要請解除の指示があるまで、外出をせず、自宅待機。

◆接触者確認アプリ COCOA で陽性者との接触の可能性が確認されたとの通知を受けた場合

アプリの案内に従い、相談先を確認し、連絡してください。学生支援課にも速やかに連絡してください。

その他、構内への入構についての詳細は、最新版の「びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部の新型コロナウイルス感染症対策の対応方針」をホームページの特設サイトにてご確認ください

新型コロナウイルス感染の可能性がある場合のフローチャート(教職員用)

発熱等のかぜの症状（咳、のどの痛み、鼻水等）がある場合、大学への登校を禁止します。

自宅の場合 総務課に連絡後、指示を受ける。

登校後の場合 総務課に連絡後、指示を受ける。

自宅で安静中、下記のような症状がある場合は、「かかりつけ医」等の身近な医療機関に電話等で相談を行う。

(症状例)

- ・発熱
- ・咽頭痛、咳、痰、呼吸苦
- ・下痢
- ・その他、いつもと違う症状
- ・体の疲れ、だるさ
- ・頭痛、頭重感
- ・味覚や嗅覚の異常

特に以下の場合、**すぐに、必ず相談**

- ・息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ・重症化しやすい方（※）または妊婦の方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
※ 高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
- ・上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が4日以上続く場合、もしくは強い症状と思う場合、解熱剤などを飲み続けなければならない場合

①まずは、「身近な医療機関」等に電話で相談

②相談先・受診先に迷ったとき

「受診・相談センター」（旧：帰国者・接触者相談センター）（毎日24時間）に相談

大津市 電話 077-526-5411

大津市以外 電話 077-528-3621

滋賀県以外に居住する人は、「居住地の都道府県名とコロナ相談」で検索

指示に従い、医療機関を受診する

感染者と確定された場合
（保健所・医療機関の指示に従う）

総務課に速やかに連絡
退院、安静期間終了後、総務課に報告し、
登校について許可を得る。

感染の可能性がない場合

医療機関が出校可能と認められた後、
総務課に連絡し、登校について
許可を得る。

◆濃厚接触者と特定された場合

総務課に速やかに連絡し、保健所・医療機関・大学の指示に従う

感染者と確定された場合
(保健所・医療機関の指示に従う)

総務課に速やかに連絡
退院、安静期間終了後、総務課に報告し、
登校について許可を得る。

症状が出ず、保健所等の指示による自宅等
での健康観察期間終了

健康観察期間終了後、
総務課に連絡し、登校について
許可を得る。

◆身近な方が感染者・濃厚接触者と特定された場合、感染者・濃厚接触者との接触がある場合

総務課に速やかに連絡し、待機要請解除の指示があるまで、外出をせず、自宅待機。

◆接触者確認アプリ COCOA で陽性者との接触の可能性が確認されたとの通知を受けた場合

アプリの案内に従い、相談先を確認し、連絡してください。総務課にも速やかに連絡してください。

その他、構内への入構についての詳細は、最新版の「びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部の新型コロナウイルス感染症対策の対応方針」をホームページの特設サイトにてご確認ください